

滋 薬 務 第 4 3 7 号  
令和6年(2024年)5月8日

一般社団法人滋賀県薬剤師会長  
一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会  
滋賀県医薬品配置協議会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務課長  
(公印省略)

「登録販売者に対する研修の実施要領」の一部改正について

このことについて、令和6年4月10日付け医薬総発0410第4号で厚生労働省医薬局総務課長から別添のとおり通知がありましたので御承知願いますとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。改正の概要は下記のとおりです。

記

- 継続的研修の実施方法について、受講者の研修状況や理解度を適切に確認できることを前提に、講義(集合研修)の時間数を超えて遠隔講座、オンライン研修等により実施することを可能としたこと。
- 追加的研修の実施方法について、オンラインで実施する場合には映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法により行うこととしていたところ、研修の一部を当該方法によらない遠隔講座、オンライン研修等で実施することを可能としたこと。
- その他所要の記載整備を行ったこと。

滋賀県健康医療福祉部薬務課  
薬事指導係 河部  
TEL : 077-528-3634 FAX : 077-528-4863  
薬業振興係 三谷  
TEL : 0748-88-2122 FAX : 0748-88-4493